

特別高圧電気料金激変緩和事業補助金 募集要領

令和 7 年 5 月 1 2 日
商工観光労働部企業振興課

1 目的

特別高圧電気料金高騰の影響を受ける県内企業等のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）に対して、特別高圧電気料金の一部を支援することで、中小企業者等における電気料金高騰の負担軽減を図る。

2 事業内容等

(1) 補助対象者

次の①又は②のいずれかに該当する者であることに加えて、③～⑥の全ての要件を満たす者とする。

- ① 県内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等。
- ② 特別高圧電力を受電する県内の施設にテナントとして入居する中小企業者等で、その賃貸借契約又はそれに準じる契約書等により入居の状況が確認でき、かつ電気料金を確実に負担している者。
- ③ 県税に未納がないこと。
- ④ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑤ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑥ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(2) 補助対象経費及び補助額

補助対象経費
特別高圧電気料金激変緩和事業補助金交付要綱第 2 条第 1 号及び 2 号に定める中小企業者等が使用した特別高圧電気使用量
事 項

補助の対象期間等及び補助額は、次のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
補助の対象期間等	補助額
令和6年8月分及び9月分の検針	1 kWh当たり1.0円以内
令和6年10月分の検針	1 kWh当たり0.7円以内
令和7年1月分及び2月分の検針	1 kWh当たり0.7円以内
令和7年3月分の検針	1 kWh当たり0.4円以内

(3) 予算額

222,882千円

※申請金額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で金額を按分する。

(4) 補助対象期間

令和6年8月使用分から10月使用分まで、令和7年1月使用分から3月使用分まで

3 補助申請手続き

次の書類を1部提出すること。

(1) 補助金等交付申請書

(2) 電力使用量等確認書（様式第1号）

① 特別高圧電力を直接受電していることが確認できる書類

② 特別高圧電力を受電する施設にテナントとして入居する中小企業者等にあつては、当該施設との賃貸借契約書又はそれに類する書類及び電気使用に関する契約内容がわかる書類

③ 各月の電気使用量が確認できる書類

(3) 納税証明書（県税に未納がないことの証明（個人県民税及び地方消費税を除く。）。交付申請書から3か月以内のもの。写し可）

※事業所所在地の県税・総務事務所で取得可能。

(4) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第2号）

(5) 誓約書（様式第3号）

【提出方法及び提出先】以下のいずれかの方法により提出すること。

提出方法	提出先
郵送	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部 企業振興課 食品・工業・情報産業

	担当
電子メール	kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp
電子申請	https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/1048092870907350168  QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です 上記アドレスから電子申請により提出

4 申請受付期間

令和7年5月14日（水）から6月18日（水）まで

5 事務手続きの流れ

(1) 補助金等交付申請書の提出【申請者→県】

前記3「補助申請手続き」に掲げる書類を県に提出すること。

（令和7年6月18日（水）期限 郵送の場合は必着。）

(2) 補助金交付決定【県→申請者】

県において申請内容を審査したうえで、補助金交付確定通知を送付する。

原則、書類審査するが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求めることがある。

※ 申請金額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で金額を按分するため、補助金額の確定は申請受付期間終了後になる。

（令和7年6月～7月頃）

(3) 補助金請求書の提出【申請者→県】

交付確定通知が届いたら、請求書（様式第5号）を速やかに提出すること。

なお、宮崎県の債権者登録を行っていない場合もしくは、登録された既存の口座とは別の口座に振込みを希望する場合は、債権者登録申出書兼口座振替支払申出書を提出すること。

(4) 補助金の交付【県→申請者】

請求書に記載された口座に補助金を振り込む。

（令和7年7月～8月頃）

6 申請にあたっての留意点等

(1) 申請は、1 中小企業者等につき1 回に限る。

(2) 必要書類に漏れがある場合には申請を受理しない。前記3「補助申請手続き」に掲げる書類を確認のうえ、漏れないよう提出すること。

(3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 提出書類の作成及び提出をはじめ、申込みに係る費用はすべて申込者の負担とする。

7 問い合わせ先

宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 食品・工業・情報産業担当

電 話：０９８５－２６－７０９５

FAX：０９８５－３２－４４５７

E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp